

## 群馬県看護教育センター研修における新型コロナウイルス感染対策について

### 1. 本会の判断による研修開催変更等について

- ◆ 中止、延期または研修形態について変更があった場合は、公益社団法人群馬県看護協会（以下、「本会」といいます。）より受講者に研修情報管理システム、ホームページ等により伝達します。

### 2. 感染対策について

#### 《研修室の環境整備》

- ◆ 看護教育センター入口のサーモグラフィカメラで体温チェックし、手指消毒の上、入館してください。体温は入館確認書に記載します。
  - ☆ 37.5℃以上を測定した場合、腋下で再度検温し、健康状態を確認します。腋下でも37.5度以上の場合は受講できませんのでご承知おきください。
- ◆ 研修室入口・出口の導線を一定方向としているので、対面通行を避けての通行にご協力ください。
- ◆ 研修室の机は3名掛けですが、1名の利用とします。
- ◆ 座席指定とします。演習やディスカッションが必要な場合は、可能な限り短時間とし、正面に座らず、ソーシャルディスタンスを保って行います。

#### 《昼食とごみの廃棄》

- ◆ 研修室では、ご自身の指定座席で、正面を向いて会話をせず飲食してください。
- ◆ 食前及び食後は、アルコール入り環境クロスで各自が机上の清掃をし、クロス専用のゴミ袋に廃棄してください。
- ◆ 昼食ゴミは、汁物を含めてすべて持ち帰りです。

#### 《トイレ・洗面所の利用》

- ◆ 研修受講者は、1階、2階のトイレをご利用ください。
- ◆ 昼食後や講義の間の休憩では、順番待ちの列が予測されます。床面のテープを目印に間隔を開けて並んでください。状況によっては、受講番号等で、利用時間の案内をします。

#### 《図書室利用》

- ◆ 利用時間は9:30～16:30です。
- ◆ 利用する場合は、入館時にマスクの着用、体温チェック、手指消毒を行い、咳や鼻水等の症状の有無を確認します。
- ◆ 人数が集中する場合は、利用制限などの調整を行います。
- ◆ PCは1台につき1名の利用です。利用後は、使用したPC及び机並びに椅子等を使用者が環境クロスで清拭してください。

#### 《修了証の配置、研修終了時》

- ◆ 修了証は座席の後方に配置します。又は、各座席に担当者が配布します。
- ◆ 人数の多い研修時は退室時に受講番号で案内します。

### 3. 研修受講者への対応

- ◆ 研修開催前
  - 受講者の研修参加不可能な条件について

- ◇ 研修当日から2週間をさかのぼり、以下の項目がある場合には、有熱症状等の有無に関わらず、受講できません。
  - ※ 感染確定の診断を受けている。
  - ※ 濃厚接触者であると保健所から指定されている。
  - ※ 海外渡航歴及び滞在歴がある。
- ◇ 上記は、研修前にホームページや研修情報管理システムにより伝達します。

- ◆ 上記に当てはまる場合、受講者都合での欠席とみなし返金しないのでご承知おきください。

#### 4. 研修当日の運用について

##### ◆ 研修受講者の対応について

###### ➤ 受付での対応

- ◇ 会員は会員証を、非会員は受講票をスキャンし、来館登録してください。
- ◇ 座席を案内するので、研修室の指定された場所へご着席ください。
- ◇ 受講履歴は、研修終了時にご自身でスキャンしてください。研修の5分の4以上の受講時間で受講とします。研修開始時と同様に、全員がスキャンしてください。

###### ➤ 『入館確認書』の記載について

- ◇ 入館確認書を用いて健康状態の確認を行います。入館時の体温を記載してください。その際以下\*の項目が該当する場合は声をかけさせていただきます。入館書は最大3週間経過後に破棄します。
  - ※ 37.5度以上の発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状

##### ◆ 体調不良時の対応

- 研修中に新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合、担当者にお伝えください。当日の以後の参加を中止して、医療機関への受診と帰宅を推奨します。
- 帰宅後、感染確定となった場合は、当センターへの連絡をお願いします。保健所に研修を受講したとお伝えください。留守電に切り替わっていたら、お名前と「折返し電話してほしい」と伝言を残してください。後日改めて電話をします。
- 長期研修の場合、研修を再開するに当たり、就業制限の解除通知を就業先に提出し、勤務を開始していることが再開の条件となります。

#### 5. オンライン研修\*とする場合

次にあげる場合にオンライン研修の開催に変更することがあります。

- ◆ 講義のみの研修で講師が了承した場合
- ◆ 講師が来場できないなどの場合
- ◆ その他、本会が必要と判断した場合

##### \*オンライン研修について

遠隔授業(本会では、「オンライン研修」という。)とは、多様なメディアを高度に利用し、教室等以外の場所で受講することができる授業である。また、通信衛星、光ファイバー等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次のいずれかを指す。


- 1) テレビ会議システム等を用いて同時かつ双方向に行われるもの
- 2) インターネット配信方式等を用いたオンデマンド型(e ラーニングを含む)。

(参考: 文部科学省の大学設置基準第25条2項および平成13年文部科学省告示51号を基に日本看護協会作成)

## 6. 研修終了後 14 日間以内に感染確定および濃厚接触者の発生時の対応

- ◆ 研修終了後に「感染確定」若しくは「濃厚接触者」となった場合には、以下により本会へ速やかに通知してください。
  - ◇ 《通知手段》  
電話、FAX、メール
  - ◇ 《通知事項》  
研修名と日時、受講者番号・氏名、所属施設、PCR 等検査要請の日  
所属施設への報告の有無、同行者の有無（同施設）、研修時の体調、マスク装着状況や  
行動内容、緊急連絡先

公益社団法人 群馬県看護協会

 027-269-5565

<http://www.gunma-kango.jp/>

<https://kensyu.gunma-kango.jp/>



「群馬県看護教育センター研修における新型コロナウイルス感染対策マニュアル」に基づき作成

2021年 3月 4日 作成 第1版